

## 基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり

### 【現状と課題】

令和元（2019）年に世界経済フォーラムが発表した、我が国のジェンダーギャップ指数（GGI）※1は153か国中121位となっています。これは、経済、政治分野における意思決定レベルに、女性が参加する機会が少ないことが大きな要因とされています。

国にあっては「SDGs アクションプラン2019」の1つに、“女性のエンパワーメント※2”を掲げています。また、平成28（2016）年に「女性活躍推進法」が完全施行され、女性の活躍が一層期待されている中、本市においては、令和元（2019）年、市議会議員16人中4人の女性市議会議員、自治会長26人中1人の女性自治会長が誕生しました。一方、政策・方針決定の場における女性の進出状況という点で、市役所における委員会・審議会等への女性の登用状況（表Ⅱ-1）を見てみると、20.6%となっています。女性の登用は徐々に進んできているものの、依然として登用率は低くなっています。女性自身が能力を身に着け、発揮していこうとする意識付けを行うとともに、それを受け入れる環境づくりも重要です。

【表Ⅱ-1 市役所における委員会・審議会等への女性の登用状況（令和元（2019）年12月末時点）】

（表Ⅱ-1-（1）地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況）

	委員会等名	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	教育委員会	4	1	25.0
2	選挙管理委員会	4	0	0.0
3	監査委員	2	0	0.0
4	農業委員会	28	1	3.6
5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
	合 計	41	2	4.9

### <<用語説明等>>

※1 ジェンダーギャップ指数（GGI）：世界経済フォーラムが、各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される。

※2 エンパワーメント：女性が自ら状況の中で問題を自覚し、それをもたらしている社会の構造に気づき、変えようと行動するための能力・力をつけること。

基本方針Ⅱ 男女（みんな）で共に支える環境づくり

(表Ⅱ-1-(2) 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況)

	審議会等名	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
1	水俣市防災会議	42	3	7.1
2	水俣市民生委員推薦会	7	2	28.6
3	水俣市国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5
4	水俣市環境審議会	5	1	20.0
5	水俣市社会教育委員会	15	7	46.7
6	水俣市文化財保護審査会（地方文化財保護審議会）	3	0	0.0
7	水俣市都市計画審議会	10	3	30.0
8	水俣市国民保護協議会	42	3	7.1
9	水俣市スポーツ推進委員協議会	34	8	23.5
10	水俣市表彰審査委員会	7	2	28.6
11	水俣市情報公開等審査会	5	1	20.0
12	水俣市行財政改革推進委員会	6	1	16.7
13	水俣市政治倫理審査会	5	2	40.0
14	水俣市介護保険等運営委員会	10	3	30.0
15	水俣市教育支援委員会	11	3	27.3
16	水俣市奨学生選考委員会	5	2	40.0
17	水俣市財産価格審議会	5	1	20.0
18	水俣病資料館協議会	7	1	14.3
19	水俣市衛生委員会	11	4	36.4
20	水俣市いじめ調査委員会	4	1	25.0
22	水俣市男女共同参画審議会	10	6	60.0
	合 計	255	59	23.1

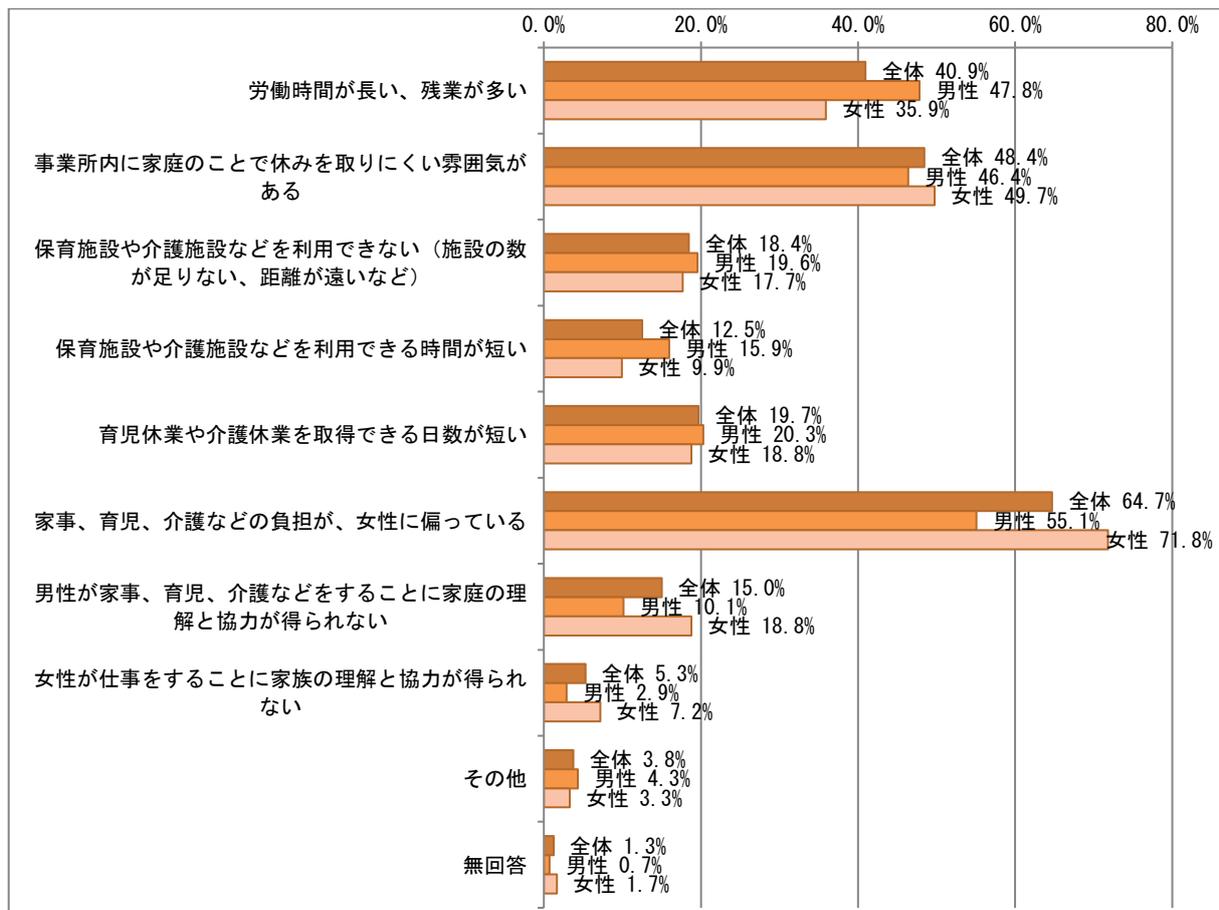
(表Ⅱ-1-(3) 委員会・審議会等の女性の登用状況)

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)
表Ⅱ-1-(1)、(2)の合計	296	61	20.6

就業・雇用関係については、仕事と家庭を両立させる上での問題点を尋ねた質問（図Ⅱ－２）の結果からも、家事・育児・介護などの負担が、女性に偏っていることが大きな課題となっていることがわかります。性別で比較すると、女性は「家事・育児・介護等の負担」、男性は「長時間労働」を負担に感じています。

互いに支えあって生きていくためには、男性は家事・育児・介護等に、女性は仕事に、それぞれが主体的に関わるなど、個人の生活に応じたワーク・ライフ・バランス※<sup>1</sup>の推進が必要です。

【図Ⅱ－２ 仕事と家庭を両立させる上での問題点】



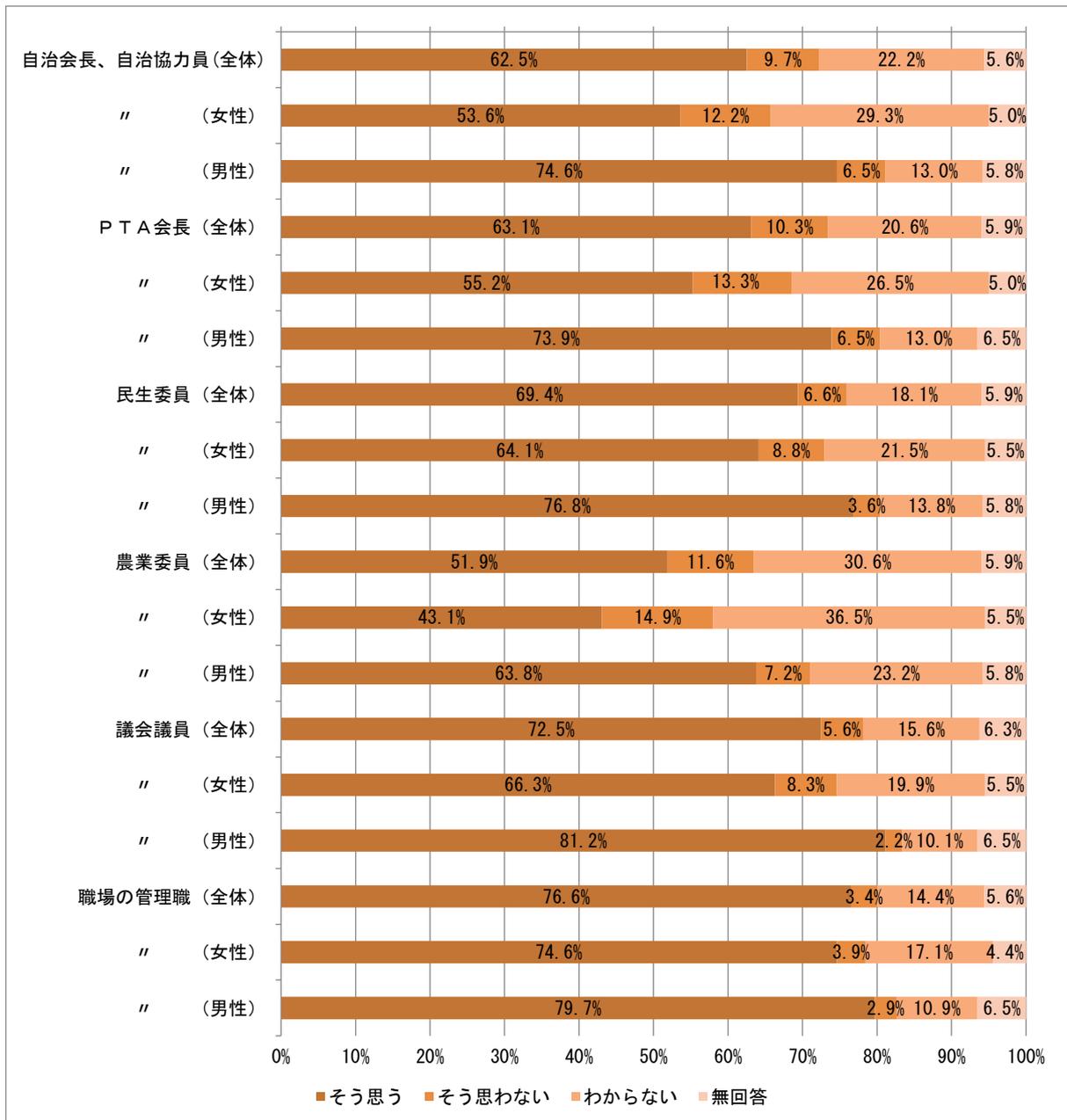
（令和元（2019）年6月 水俣市男女共同参画まちづくり市民意識調査）

加えて、近年では、性別からの思い込みによる職業選択、管理職の男女比率等の現状により、雇用分野における男女間の所得格差が問題化しています。県労働条件調査の結果※<sup>2</sup>を見ると正社員で63,086円、非正社員で37,971円の格差が生まれており、女性の貧困が課題となっています。今後、多様な職業の選択を可能とする（視野を広げる）教育の実施、また、生活貧困者の生活を支援していく必要があります。

<<用語説明等>>

※<sup>1</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現していくこと。  
 ※<sup>2</sup> 県労働条件調査の結果：平成30（2018）年6月に実施された熊本県労働条件等実態調査によると、所定内賃金平均額は、正社員が男性275,996円、女性212,910円、非正社員は男性190,304円、女性152,333円となっている。

また、市民意識調査の結果によると、女性の社会参画についての意向を尋ねた質問（図Ⅱ－３）では、６項目すべての役職で女性の参画に賛成するという回答が半数以上でした。一方で、女性の参加意欲に比べ、男性が女性の就任を望んでいるという傾向が見られました。しかし、実際の地域等における主な役職への女性の就任割合を見てみると、（表Ⅱ－４）のとおりとなっています。



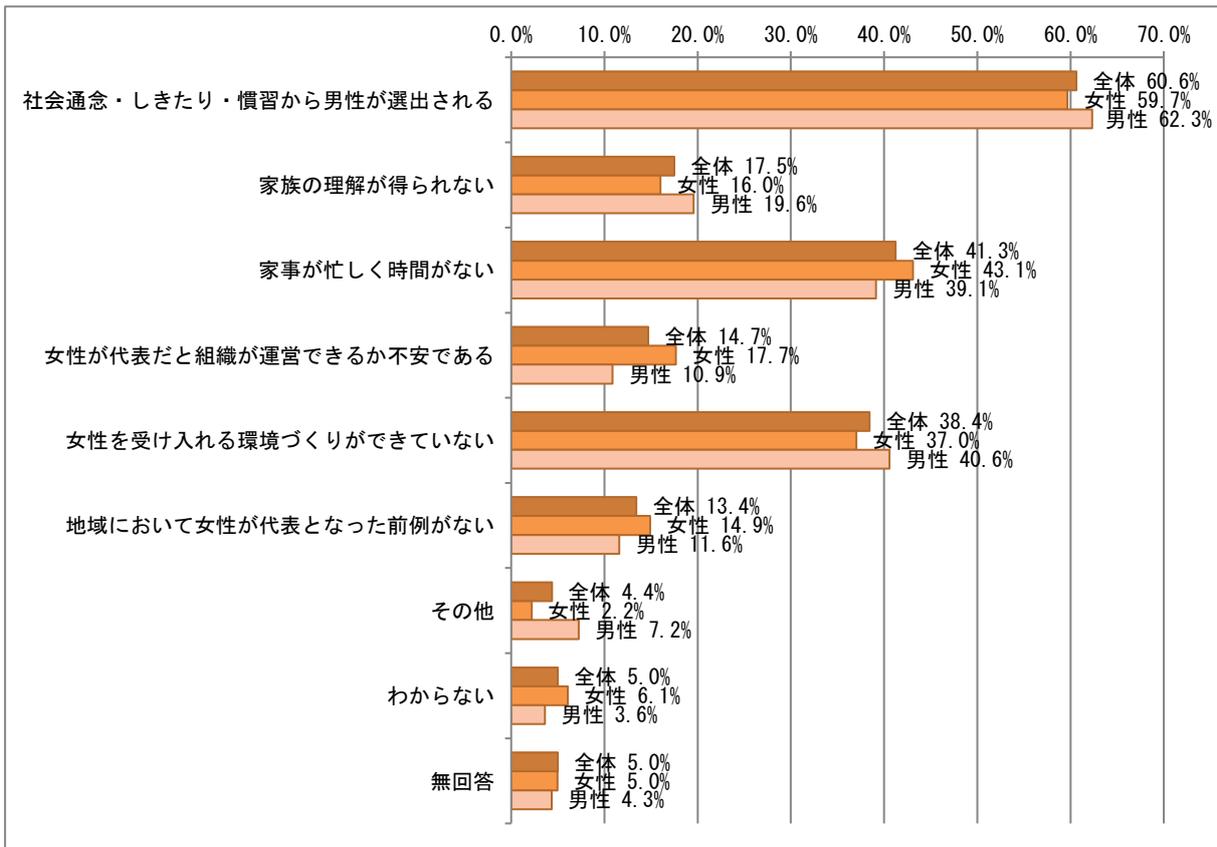
【図Ⅱ－３ 女性の社会参画についての意向（６つの役職から複数選択）】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

【表Ⅱ－４ 地域等における主な役職への女性の就任割合（令和元（２０１９）年１２月末時点）】

項目	総数(人)	うち女性数(人)	割合(%)
自治会長	26	1	3.8
P T A会長（高校含む）	12	1	8.3
民生委員	73	26	35.6
農業委員	28	1	3.6
議会議員	16	4	25.0
市内における職場の管理職※ <sup>1</sup>	327	65	19.8

地域団体の代表に女性が少ない理由（図Ⅱ－５）としては、「社会通念」「家事の多忙」「女性の受入環境が未整備」ということがあり、今後、女性があらゆる分野に進出しやすい意識と環境を整備していくことが求められます。女性の活動の幅を広げるため、農林水産業や商工業等の分野における女性の経営参画への啓発や、女性の視点を取り入れた防災活動等、様々な分野で男女共同参画を推進することが重要です。



【図Ⅱ－５ 地域団体の代表に女性が少ない理由】

（令和元（２０１９）年６月 水俣市男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査より）

<<用語説明等>>

※<sup>1</sup> 市内における職場の管理職：数値は水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（２０１９）年６月）の結果による。

**【施策の方向1】 政策や方針決定過程への女性参画の拡大**

市の政策に多用な視点を取り入れ、男女が共に暮らしやすいまちにするため、委員会や審議会等への女性の登用を促進し、政策や方針決定の場へ性別の関わりなく、公平な視点での意見を反映させます。

また、女性の参画を促進するために、女性の能力開発・人材育成など女性のエンパワーメント支援に取り組み、女性の意識改革に努めます。



**(☆ターゲット5.5)**

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

**【施策の内容】**

(1) 政策や方針決定過程への女性参画の推進 **★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
①委員会・審議会等への女性の登用の促進	(ア)委員会(同法第180条の5)、審議会(地方自治法第202条の3)等への女性の登用の促進	企画課、関係課
②女性人材バンクの充実・活用	(ア)女性人材バンクに登録する人材確保・活用促進 (イ)女性人材バンクに登録された人材の活用	企画課 関係課

(2) 女性のエンパワーメントの支援 **★重点施策**

具体的施策	取組内容	担当課
①女性のエンパワーメントの支援	(ア)女性のエンパワーメントの支援に係る研修、出前講座等の実施	企画課

**<成果の指標>**

項目	現況(平成30年度)	目標(令和8年度)
委員会・審議会等への女性の登用率	19.7%	35.0%

**【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】**

- 女性は自立意識を向上させ、エンパワーメントに努めるとともに、市政へ積極的に参加しましょう。
- 事業所や団体等は、女性の登用に取り組み、平等にリーダーシップの機会を確保しましょう。

**【施策の方向2】 就業・雇用分野における男女共同参画の推進**

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方を見直し、女性も男性も家庭や地域の中でバランスの取れた生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

併せて、女性のあらゆる可能性を引き出し、所得格差の是正に努めます。



**(☆ターゲット5.4)**

公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供並びに各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

**【施策の内容】**

(1) 就業・雇用分野における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①就業・雇用分野における男女平等に向けた啓発活動の推進	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 (イ)男女共同参画推進優良事業所 <sup>※1</sup> 受賞の奨励 (ウ)よかボス企業 <sup>※2</sup> 等の男女共同参画に係る称号等取得の奨励	経済観光課 企画課 企画課
②働きやすい就労環境の整備	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (イ)公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度導入の検討 (ウ)農家の家族経営協定 <sup>※3</sup> 制度の周知及び締結推進	経済観光課 財政課 農林水産課

<<用語説明等>>

- ※1 男女共同参画推進優良事業所：男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者（企業又は団体）を県知事が表彰する。その取組を周知することで、他の事業者への波及を図る。
- ※2 よかボス企業：自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員等の仕事と生活の充実を応援するボス（企業の代表者等）であることを宣言した企業で、県が管理する。
- ※3 家族経営協定：農業経営に携わっている家族一人ひとりが、性別を問わず意欲を持って取り組めるよう経営方針や役割分担、労働報酬、休日や労働時間などについて家族内で話し合い、世帯員相互間のルールとして文書にして取り決めたもの

(2) 仕事と家庭の両立支援 ★重点施策

具体的施策	取組内容	担当課
①仕事と家庭生活の両立に関する意識の啓発	(ア)企業、事業所への男女共同参画に係る情報提供 [Ⅱ-2-(1)-①-(ア) (再掲)] (イ)事業所向けの出前講座等の実施	経済観光課 企画課
②男性の家庭生活への参画	(ア)男性の家庭生活への参画を促す啓発活動 (イ)男性向け料理教室の実施	企画課 いきいき健康課
③子育て支援制度の充実	(ア)保育体制の充実 (イ)子育て短期支援事業の実施 (ウ)ファミリーサポート事業の実施 (エ)病児・病後児保育の充実 (オ)放課後の居場所づくり	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 関係課
④地域と一体となった介護予防の推進	(ア)まちかど健康塾、もやい・ふれあい菜園事業の実施 (イ)長寿・健康増進事業の実施	いきいき健康課 市民課
⑤要介護高齢者へのサービスの充実、質の向上	(ア)介護保険事業者同士の連携、情報交換や研修機会の提供 (イ)地域ケア会議の開催	いきいき健康課 いきいき健康課

(3) 所得格差の是正と生活困窮者の自立支援

具体的施策	取組内容	担当課
①多様な職業の選択を可能にする教育の充実	(ア)アカデミアシンポジウムの開催 (イ)市民公開講座の開催	企画課 企画課
②生活困窮者の自立支援	(ア)生活困窮に関する相談体制の充実	福祉課

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
男女共同参画推進優良事業所・よかボス企業等の男女共同参画を推進する事業所（累計）	5社	7社
男性の育休取得率	0% <sup>※1</sup>	6.0%
事業所における管理職（課長級以上）に占める女性の割合	16.6% <sup>※2</sup>	24.0%

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 市民は、ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的に取り組みましょう。
- 市民は、無報酬の家庭内労働における負担を認識し、パートナーと助け合いましょう。
- 事業所や団体等は、ワーク・ライフ・バランスへの取組について、積極的に理解し、支援するとともに、ポジティブ・アクション<sup>※3</sup>の推進に努めましょう。
- 事業所や団体等は、女性の登用を支援し、意欲・能力を活用しましょう。

<<用語説明等>>

- ※1 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。
- ※2 水俣市男女共同参画まちづくりに関する事業所調査（令和元（2019）年6月）の結果による。
- ※3 ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの

**【施策の方向3】 あらゆる分野における男女共同参画の推進**

地域づくりや産業振興等、あらゆる分野において、男女共同参画の視点が重要です。  
 これまでの固定的な性別役割分担意識解消の啓発に努め、様々な分野での女性の視点やアイデアを活かしたまちづくり等を推進します。



**(☆ターゲット5.5)**

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

**【施策の内容】**

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①市民を対象とした研修、講座等の実施 [I-2-(1)-①(再掲)]	(ア)男女共同参画に係る研修、出前講座、講演会等の実施	企画課
②ボランティア活動等への参加促進	(ア)ボランティア活動等に関する情報提供や活動支援	企画課、関係課

(2) 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①女性の経営への参加促進	(ア)農業経営改善計画 <sup>※1</sup> の夫婦連名申請 (イ)家族経営協定の締結促進 (ウ)農林水産業に従事する女性の活動に対する支援	農林水産課 農林水産課 農林水産課
②女性の就業・起業に対する支援	(ア)女性の就業・起業等に関する情報発信 (イ)女性の継続就労や起業等の支援を推進	経済観光課 経済観光課

(3) 防災活動への男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	(ア)熊本県地域防災リーダー養成研修(火の国防災塾)への女性の参加	危機管理防災課

(4) 国際的理解の推進

具体的施策	取組内容	担当課
①国際交流・国際協力活動の推進	(ア)国際交流・国際協力活動の実施	企画課

<<用語説明等>>

※1 農業経営改善計画：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の現状や5年後の農業経営の改善に関する目標等を記載した計画。この計画が認定されると「認定農業者」となり、様々な支援措置を受けることができる。

<成果の指標>

項目	現況（平成30年度）	目標（令和8年度）
女性の創業件数	4人/年	1人以上/年
農家の家族経営協定の締結（累計）	9件	12件
自主防災組織リーダー研修への女性の参加	1人/年	3人/年
水俣国際交流協会の女性新規会員数	4人/年	1人以上/年

【市民・地域社会・事業者が取り組むこと】

- 女性は、様々な分野に積極的に参画しましょう。男性は、積極的に女性の意見を取り入れましょう。
- 地域等では、女性の進出を理解し、支援しましょう。